

公益財団法人 日本テニス協会

利益相反管理規程

(目的)

第1条 本規程は、公益財団法人日本テニス協会（以下、「JTA」という。）の事業における権限の適正な行使を担保し、国民や社会からの信頼を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)「利益相反」とは、ある行為により一方の利益になると同時に、他方への不利益になる行為。他人の利益を図るべき立場にありながら、自己の利益を図る行為をおこなうことをいう。

(2)「直接取引」とは、理事が自己または第三者のために JTA と取引をすることをいう。なお、このうち自己のためにする場合を「自己取引」という。

(3)「間接取引」とは、理事が自己または第三者のために、理事以外の者との間において、JTA と理事の利益が相反する取引をすることをいう。なお、JTA を代表する理事は、利益が相反する理事自身でない場合にも該当するものとする。*1

(競業避止義務)

第3条 理事は、自己または第三者のために、JTA の事業の部類に属する取引をしてはならない。

(利益相反行為の禁止)

第4条 理事には、JTA との間において、利益相反となり得る行為を原則禁止とする。また、理事は、直接取引及び間接取引において利益相反行為となるおそれがある場合には、理事会に対して事前に取引内容を開示・申告し、理事会による承認を受けなければならない。*2

2 申告を受けた理事会は、速やかに理事会を招集し、必要であれば申告理事に対して取引の公正性を示す証憑類の提出を求め、利益相反行為に該当するかの判断し決議をする。この場合、申告理事は議決権を有しない。

3 前項の決議に至った内容は議事録に記載をし、直ちに申告理事へ結果を報告する。なお、理事会は、承認しない場合には、その理由を示さなければならない。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

附 則

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

制定日 令和3年3月16日